

農地を相続すると届出が必要です

農地を相続等により取得した場合、農業委員会に届出をする必要があります。

この制度は、農地法の許可を要しない相続等による権利取得についても、農業委員会が把握することにより、農地の有効利用を図ることを目的としています。

詳しくは、農業委員会事務局へお問い合わせください。

1. 届出が必要な方 相続や法人の合併・分割等により農地を取得した方
2. 届出の時期 農地の権利取得を知った時点からおおむね10か月以内

農地転用には許可が必要です

自身の農地を農地以外の目的で使用したい場合、または農地を農地以外のものにするため所有権の移転等を行う場合には、原則として許可が必要です。

許可を受けずに農地を無断で転用したことが発覚した場合や、許可を受けたものの許可申請時に提出した事業計画どおりに工事や作業が進んでいない場合は、農地法の違反となり、北海道知事からの通達により農地を元の状態に戻す原状回復命令や工事の中止を命令される場合があります。

上記のようなことにならないよう農地の転用を考えている方は、農業委員または農業委員会事務局までご相談ください。

例えば...

1. 住宅、工場、店舗等の施設用地にしたい
2. 農業用施設を建てたい
3. 青空駐車場として利用したい



これらを行うには申請が必要です！

下限面積が廃止されました

下限面積を規定している農地法第3条第2項第5号が、法改正により令和5年4月1日に削除されたため、下限面積が廃止されました。

下限面積が廃止されたことにより、以前は農地法第3条に基づき農地を取得する場合、受け手の経営面積が一定以上（砂川市は1.5ha）必要でしたが、経営面積に関わらず農地の取得が可能となりましたので、新規就農者など経営面積の小さい方でも農地を取得しやすくなりました。

